

立入検査において認められた不備・過誤事例

当社の取締役弁護士について、下記1のとおり適格性（常務性を含む）が認められず、また、過去の立入検査の指摘を踏まえて自ら講ずることとした改善策について、下記2のとおり実施されていないほか、下記3のとおり新たな不備等が確認された。

記

1 取締役弁護士の適格性（常務性を含む）について

取締役弁護士につき、当社の常務に従事することなく、後記2及び3に掲げる不備又は不適切な業務が行われているにもかかわらずそれらをいずれも看過しており、当社の業務執行全般を把握し、会社の内部から業務執行全般の適正を監督するに足りる程度に職務に従事しているとはおよそ認められない。

2 改善が認められない事項

- (1) 四半期末及び毎月末に実施するとした内部監査を実施していない。
- (2) 毎月1回以上、業務に関する全役職員を対象とする研修を実施するとされているにもかかわらず、全役職員が参加していない研修が散見される。

3 今回の立入検査において発見された事項

- (1) 取締役会について、会社法に定める適正な招集及び決議が行われていない上、議事録についても、取締役会を開催して決議したかのような虚偽の議事録を作成している。
また、監査役についても、適切な確認・指導等が何ら行われておらず、取締役会及び監査役が、その本来求められる機能を喪失している。
- (2) 株主総会において、取締役の再任を決議したにもかかわらず、株主総会閉会后に決議内容と異なる議事録を作成した上、取締役弁護士を含む全取締役及び監査役が虚偽記載を認識しながら又はこれを看過して押印し、内容虚偽の議事録を完成させて備え置いている。
- (3) 前期の最終決算が当期純損失であったにもかかわらず、改善報告において黒字化できる見込みと報告していたことから、いまだ弁済を受けていない債権を未収入金として前期の売上金に計上するために、支払義務確認書を前期末に遡って作成し、当期純利益とする損益計算書を作成して法人税等の修正申告を行うとともに、当省に対する事業報告書の添付書類として提出している。
- (4) 債権管理回収業務において使用する当社の実印及び銀行届出印について、親会社等で保管、管理及び押印を行っているほか、回収金収納口座等に係る通帳及び経理書類等の帳簿書類についても、親会社等で保管、管理及び事務処理を行っているなど、業務全般が親会社等の業務と混然一体となっており、債権回収会社の独立性を欠いている。
- (5) 法第20条に規定する帳簿書類に関し、記録されていないもの及び誤って記録されているものがある。